

<帆 走 指 示 書>

ウインドサーフィン競技-テクノ 293 クラス、テクノ 293 プラスクラス

- 1 適用規則
 - 1.1 本大会は、「セーリング競技規則」（付則Bを含む）に定義された規則を適用する。ただしレース公示および本帆走指示書で修正/追加するものは除く。
 - 1.2 テクノ293クラス、テクノ293プラスクラスはテクノ293クラスルールを適用する。
- 2 競技者への通告
競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3 帆走指示書の変更
帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予定時刻の 30 分前までに掲示される。
- 4 陸上で発する信号
 - 4.1 陸上の信号は公式掲示板付近に設置されたフラッグポールに掲揚する。
 - 4.2 D旗とクラス旗が音響1声と共に掲揚された場合には「選手はレース・エリアに向かいなさい」ということを意味する。
 - 4.3 D旗が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタート時刻は延期されていることを意味する。
 - 4.4 AP旗が、陸上で掲揚された場合、レース信号 AP旗の「1分」を「30分以降」と置き換える。
- 5 海上で発する信号
スタート・ライン又はフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇、又はその他のレース委員会艇に N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗、AP/A 旗が掲揚された場合には、競技規則レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「全艇直ちに指定された浜に戻り、帰着申告をしなさい」ということを意味する。
- 6 レースの日程
 - 6.1 日程
 - 10月8日(土)

8:30~9:30	大会受付
9:45	開会式・艇長会議
11:00	第1レースの予告信号時刻

レース数：1日最大4レース
 - 10月9日(日)

10:00	その日の最初のレースの予告信号時刻
	レース数：1日最大4レース。
17:00	閉会式
 - 6.2 1日最大4レースとし、2日間で最大7レースを行う
 - 6.3 最終日のレース（先行するディビジョン）の予告信号は 15:00 以降に発せられることはない。
- 7 クラス旗
クラス旗は、TECHNO293 旗を用いる。

8 レース・エリア

8.1 レースを行う海面は江ノ島湾内の以下のレース海面とする。

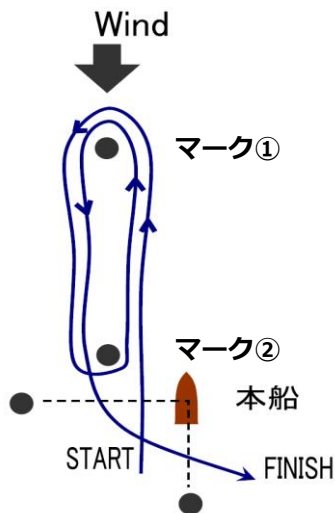


8.2 レース委員会が指定する場所から出艇することとする。

9 コース

9.1 風上/風下コースを予定するが（見取り図参照）、最終的にはレース当日の海面状況により決定される。

(例) スタート-マーク①-マーク②-マーク①-マーク②-フィニッシュ



9.2 コースはテクノ 293 クラスとテクノ 293 プラスクラスとで合同で使用する。

10 マーク

10.1 マーク①、マーク②は黄色の三角型ブイとする。

10.2 スタート・マークは白色の円筒型ブイとする。

10.3 フィニッシュマークはピンク色の球型ブイとする。

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にある本部船に ChottoYacht 旗を掲揚しているポール又はマストとポートの端にあるスタート・マークの間とする。

11.2 スタート信号の4分より後にスタートする艇は「DNS」と記録される。この項は

規則 A4 と A5 を変更している。

11.3 スタートは以下のように行われる。

5 分前	クラス旗掲揚
4 分前	P 旗 (I 旗、黒色旗) 掲揚
1 分前	P 旗 (I 旗、黒色旗) 降下
スタート	クラス旗降下

11.4 フィニッシュした艇は、レース中の艇、及び予告信号が発せられている艇を十分に避けて、直ちに本部船右側のウェイティング・エリアへ戻らなければならない。

11.5 テクノ 293 クラスとテクノ 293 プラスクラスの全ディビジョンが同時にスタートする。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、本部船に ChottoYacht 旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークの間とする。

13 タイム・リミット

各クラスの先頭艇が規則 28.1 に定めるコースを帆走してフィニッシュ後、20 分以内にフィニッシュしなかった艇は、「DNF」と記録される。この項は規則 35、A4、A5 を変更している。

14 抗議と救済要求

14.1 抗議書は大会本部で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な時間内に大会本部に提出されなければならない。

14.2 抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後とする。

14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、公式掲示板に掲示する。

14.4 アービトレーション・システム（裁定方式）を適用する。

14.4.1 プロテスト委員会の正規抗議審問の代替として、競技者はアービトレーション・システム（裁定方式）使用の選択権が与えられる、しかし、審問の前に、抗議者および被抗議者の両者が裁定人の判決を受託すると合意する場合のみである。

14.4.2 裁定人はプロテスト委員会の 2 名のメンバーとし、抗議者と被抗議者のみの証言を聴き、どのボードが規則に違反したか（もしあれば）について結論を下す。（規則 63.6 の変更）

14.4.3 判決は抗議の当事者すべてを拘束するが、審問は規則 66 に基づき再開することができる。

14.4.4 裁定人がボードにペナルティーを課す場合、適用されるペナルティーはクラス/ディヴィジョンにおける参加艇数の 30% (少数以下を切り上げ) の得点ペナルティーとなる。得点ペナルティーの加算で、そのレースで失格とされたボードに適用される得点より大きい得点を受ける結果となる場合、そのボードは失格とされたボードと同得点が記録される。得点ペナルティーの適用は、該当のフリートの他のボードの得点に影響を及ぼしてはならない。得点は-ARB-として成績表に表示される。

14.4.5 抗議の当事者にアービトレーション・システムが提示された時点で、当事者のいずれかがシステムの受託を拒否する場合、抗議は正規のプロテスト委員会による審問がされ、ペナルティーは失格となる。

14.4.6 裁定人のみが、オープン・アービトレーション審問を正式ジュリーに委ねる権利を持つ。

15 得点方式

15.1 付則 A の低得点方式を適用する。

15.2 付則 B8 を適用する。

15.3 1レースの完了をもって、本大会の成立とする。

15.4 テクノ 293 クラスとテクノ 293 プラスクラスは同時にレースを行い、別のクラスとして得点する。

16 安全規定

16.1 海上にいる間、競技者は個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。この項は第4章前文および規則40を変更している。

16.2 レース委員会又はジュリーはレース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合は、リタイアを命ずることができる。この措置に対する救済要求はできない、この項は規則62.1(a)を変更している。

16.3 選手は各レース日の最初の予告信号予定時刻の30分前まで出艇申告を、その日の最後のレース終了後30分以内に帰着申告を、申告用紙にサインをしなければならない。この規定に違反した場合には、違反した理由が認められない限り、そのサインに係る全レースの得点についてペナルティーとして5点加算される。

16.4 レースからリタイヤする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

17 装備品の交換

17.1 損傷又は紛失による装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適切な機会にレース委員会に行わなければならない。

17.2 損傷又は紛失した装備品の交換が海上の場合には、損傷したことが海上のレース委員会によって確認された後、許可されることがある。

18 支援艇

チームリーダー、コーチ、その他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、又はレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連する全ての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

19 賞

入賞者第1位から3位まで、表彰状を授与する。

20 大会本部・陸上本部

20.1 大会本部はちょっとヨットビーチハウスに設置する。

20.2 陸上本部は片瀬海岸東浜 総合型地域スポーツクラブ艇庫前とする。

20.3 公式掲示板は陸上本部に設置する。

20.4 受付はちょっとヨットビーチハウスで行う。

21 責任の否認

この大会の競技者は自分自身の責任で参加する。規則4（レースをすることの決定）参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害又は身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

22 ごみの放棄の禁止

レース参加艇およびサポートボートは、海中及び砂浜にごみ等を投棄してはならない。